

災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

1. 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村(特別区を含む)
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (4) 支給額
- | | |
|-----------------|-------|
| ア. 生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| イ. その他の者が死亡した場合 | 250万円 |
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

2. 災害障害見舞金の支給(昭和57年8月から)

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
- (4) 支給額
- | | |
|----------|-------|
| ア. 生計維持者 | 250万円 |
| イ. その他の者 | 125万円 |
- (5) 費用負担 1に同じ